

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2011.9. Vol.19

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『ある NPO 法人への融資案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『株式会社設立手続きの流れ』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

夏休みも終わり、世の中が仕事モードに切り替わりつつある今日この頃、みなさまいかがお過ごしでしょうか？

「夏休みボケが続いてなかなか頭が切り替わらなくて」という方には、まずは机周りの掃除がおすすめ。

気分一新。仕事、勉強に本腰が入ること請け合いです。(あ、私はまだ掃除やってないですが…)

というわけで、今月もよろしくお願ひいたします！

★ぜひ営業店の皆様で「」回覧ください。

<サポート事例>

『ある NPO 法人への融資案件』

地域に密着したデイサービス事業者として、10年にわたって堅実な運営をされてきた NPO 法人 H.C の K 理事長。今回諸事情により事業所を移転しなければならなくなり、移転先を探していたところ、至近の場所で好立地の土地が見つかり、そこで新たに事業所を建築することになりました。

ところが、土地購入・建物建築資金の融資を相談したある金融機関からは、NPO 法人への貸し出しはできないとの回答。資金の調達をどうするかが大きな課題となっていました。そんなとき、地縁を通じて相談した地元信用金庫の支店長が親身になって対応。「融資の受け皿となる株式会社を設立して NPO 法人が賃借するスキームについて相談

に乗ってほしい」と支店長から当事務所に打診があり、すぐに K 理事長とお会いすることになりました。

ポイントは、NPO 法人と、同一の代表者である株式会社との賃借関係における法的問題の有無。そして、建築設計条件付き土地売買取引における売主サイドとの諸条件の調整でした。

NPO 関係の問題については、所轄の東京都生活文化局にて当該賃借関係が利益相反行為に該当しないことを確認。土地の売主サイドとの問題は、仲介業者立会いの打ち合わせに複数回同席し、客観的なアドバイスをさせていただきました。途中時間もかかりましたが、6 月に株式会社を設立。8 月に無事土地売買代金の決済が行われました。

* web でバックナンバーをご覧いただけます。≫

[銚立 榮一朗事務所](#)

[検索](#)

つづきは裏面へ→

つづき↓

<サポート事例>

今後は、介護事業の許認可手続きのほか、株式会社を活用した新規事業の立ち上げに関わらせていただく予定です。

■「人間的つながりがあったので安心でした」 (中野区 信用金庫 支店長 S.F 様 51歳)

——実際に当事務所の機能を活用されてみていかがでしたか？

地元でデイサービス事業を行っている NPO 法人理事長から、金庫の総代を通じて、土地購入資金と建物建築資金の融資相談を受けたのですが、NPO 法人への融資が難しかったため、受け皿となる別会社に融資を実行するスキームを模索していました。

NPO 法人が株式会社に賃料を支払うスキームは可能なのか？専門家に相談しようと思ったとき、いつも各店舗を回っていて実績のある銚立さんのことが思い浮かびました。金庫主催の交流会でお話しをしていて、人間的つながりがあったので安心でしたし、金庫の取引先という信用があったので。最終的に賃借スキームで稟議を上げることになり、銚立さんに株式会社の設立と建物賃貸借契約書の作成を担当していただきました。

お客様からは、「いい人を紹介してくれてありがとうございます」とおっしゃっていただき、良かったです。8 月上旬に土地購入資金 1.4 億円の融資を実行し、来年 3 月の建物完成までに、建築資金 7,000 万円が実行される予定です。ありがとうございました。

<相談業務引き出しメモ>

『株式会社設立手続きの流れ』

株式会社の設立手続きの流れは、以下の通りです。

1.会社の基礎的事項と機関設計を決定する

商号、所在地、目的、資本金、決算日等、会社の基礎的事項を決定します。許認可事業を行う場合は、目的に必要な文言を加えます。資本金は、事業の実情に合わせて運転資金の数ヶ月分を用意します。機関設計では、取締役会、監査役の設置の有無を決めます。なお、株式譲渡制限のある中小会社は、取締役 1 人のシンプルな機関設計も可能で、役員任期も最長 10 年まで設定可能です。

2.設立書類一式を作成する

定款等、設立書類一式を作成・準備します。また、発起人・役員個人の印鑑証明書取得と、会社の印鑑

(実印、銀行印、角印等)の作成を手配します。

3.銀行口座へ出資金を振り込む

定款作成後、発起人個人の銀行口座に出資金を振り込み、通帳に記帳します。

4.書類一式への押印手続き

設立書類一式に、発起人・役員個人の実印、及び、会社実印を押印します。

5.定款認証と設立登記の申請

公証役場で定款認証の手続きをした後、法務局で登記の申請をします。登記申請日が会社設立日となり、約 1 週間後に登記が完了します。なお、当事務所では、お客様の費用負担が 4 万円安くなる電子定款作成業務に対応しています。

※登記申請はパートナー司法書士が担当します。

<編集後記>

毎年 7 月最終土曜日に行われている隅田川花火大会。今年は震災の影響などの理由から一時開催が危ぶまれたそうですが、1 ヶ月遅れの 8 月最終土曜日に無事開催されました。来場者数は 90 万人、花火 2 万発が打ちあがる日本有数の花火大会。今年は、浅草からほど近い友人宅のベランダからじっくりと鑑賞することができました。夏休みモードも一区切り。仕事アタマに切り替えます！

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様 (入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立榮一郎事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料請求受付中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。